

凡例

- A地域
- B地域

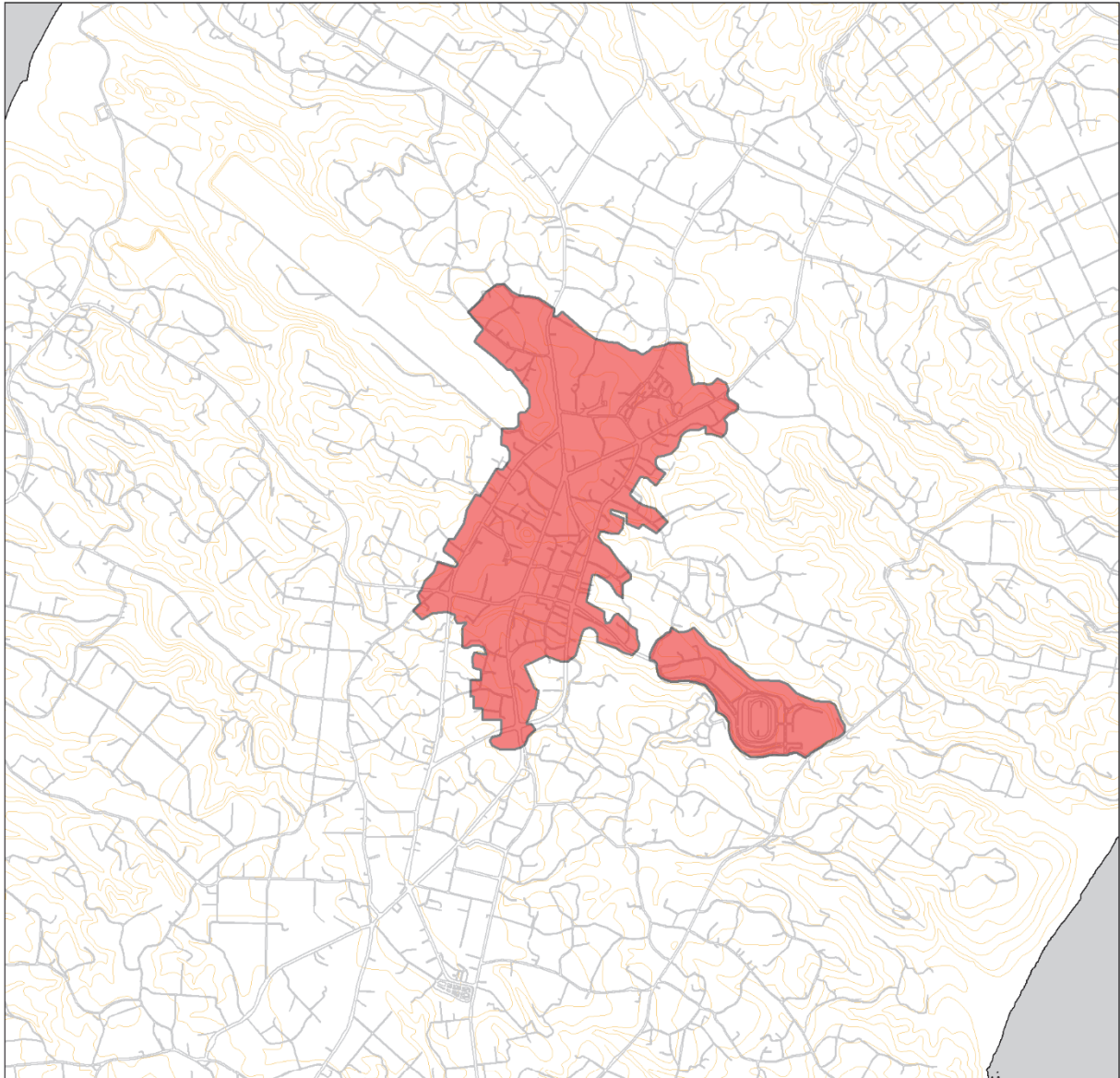
0 0.375 0.75 1.5 km

1:30,000



出典：西之表都市計画図（西之表市）
 中種子都市計画図（中種子町）
 「悪臭防止法に基づく規制地域」（中種子町、南種子町）
 をもとに作成
 ※平成31年2月入手

図-3.2.24(3) 悪臭に関する規制の状況（悪臭防止法に基づく規制地域（西之表市））



凡例

 A地域

0 0.375 0.75 1.5 km

1:30,000



出典：西之表都市計画図（西之表市）
 中種子都市計画図（中種子町）
 「悪臭防止法に基づく規制地域」（中種子町、南種子町）
 をもとに作成
 ※平成31年2月入手

図-3.2.24(4) 悪臭に関する規制の状況（悪臭防止法に基づく規制地域（中種子町））

5) 水質汚濁に係る規制

水質に係る規制の状況は、表-3.2.43 に示すとおりです。

表-3.2.43(1) 水質に係る規制の状況（排水基準（有害物質））

有害物質	許容限度	
	水質汚濁防止法	鹿児島県公害防止条例
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L	シアン 1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/L	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L	セレン0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 ほう素 10mg/L 海域 ほう素 230mg/L	海域以外 ほう素 10mg/L 海域 ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 ふっ素 8mg/L 海域 ふっ素 15mg/L	海域以外 ふっ素 8mg/L 海域 ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.5mg/L
備考	<p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正 令和4年環境省令第17号）
「鹿児島県公害防止条例施行規則」（昭和47年鹿児島県規則第14号）

表-3. 2. 43 (2) 水質に係る規制の状況 (排水基準 (その他))

項目	許容限度	
	水質汚濁防止法	鹿児島県公害防止条例
水素イオン濃度 (pH) (水素指数)	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均120mg/L)	160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均120mg/L)	160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均150mg/L)	200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	5mg/L
銅含有量	3mg/L	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)	120mg/L (日間平均60mg/L)
リン含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)	16mg/L (日間平均8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号、最終改正 令和4年環境省令第17号)

「鹿児島県公害防止条例施行規則」(昭和47年鹿児島県規則第14号)

(3) 自然環境法令等による指定状況

自然環境保全に係る指定地域等の状況を、表-3.2.44 に示します。

調査対象地域においては、「鳥獣保護区」、「臨港地区」、「保安林」、「保護林」、「海岸保全区域」について、指定地域が分布しています。

表-3.2.44 自然環境保全に係る指定地域等の状況

自然環境保全に係る主な法令	指定内容	指定状況			
		西之表市 (馬毛島)	西之表市 (種子島)	中種子町	南種子町
自然公園法 (昭和32年6月1日法律第161号) 鹿児島県立自然公園条例 (昭和33年4月18日鹿児島県条例第27号)	自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)	×	×	×	×
自然環境保全法 (昭和47年6月22日法律第85号) 鹿児島県自然環境保全条例 (昭和48年3月30日鹿児島県条例第23号)	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域	×	×	×	×
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (平成9年9月28日条約第7号)	世界文化遺産、世界自然遺産	×	×	×	×
都市緑地法 (昭和48年9月1日法律第72号)	緑地保全地区 特別緑地保全地区	×	×	×	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年6月5日法律第75号)	生息地等保護区	×	×	×	×
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (昭和55年9月22日条約28号)	登録湿地	×	×	×	×
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)	鳥獣保護区	○	○	○	○
水産資源保護法 (昭和26年12月17日法律第313号)	保護水面	×	×	×	×
都市計画法 (昭和43年6月15日法律第100号)	風致地区	×	×	×	×
	臨港地区	×	○	×	×
自然再生推進法 (平成14年12月11日法律第148号)	自然再生事業実施区域	×	×	×	×
景観法 (平成16年6月18日法律第110号)	景観計画区域	×	×	×	×
森林法 (昭和26年6月26日法律第249号)	保安林	○	○	○	○
国有林野の管理経営に関する法律 (昭和26年6月23日法律第246号) 国有林野管理経営規程 (平成11年1月21日 農林水産省訓令第2号) 保護林設定管理要領(平成27年)	保護林	×	○	×	×
海岸法(昭和31年5月12日法律第101号)	海岸保全区域	○	○	○	○

注：指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示します。

1) 鳥獣保護区

調査対象地域の鳥獣保護区等を表-3.2.45 及び図-3.2.25 に示します。

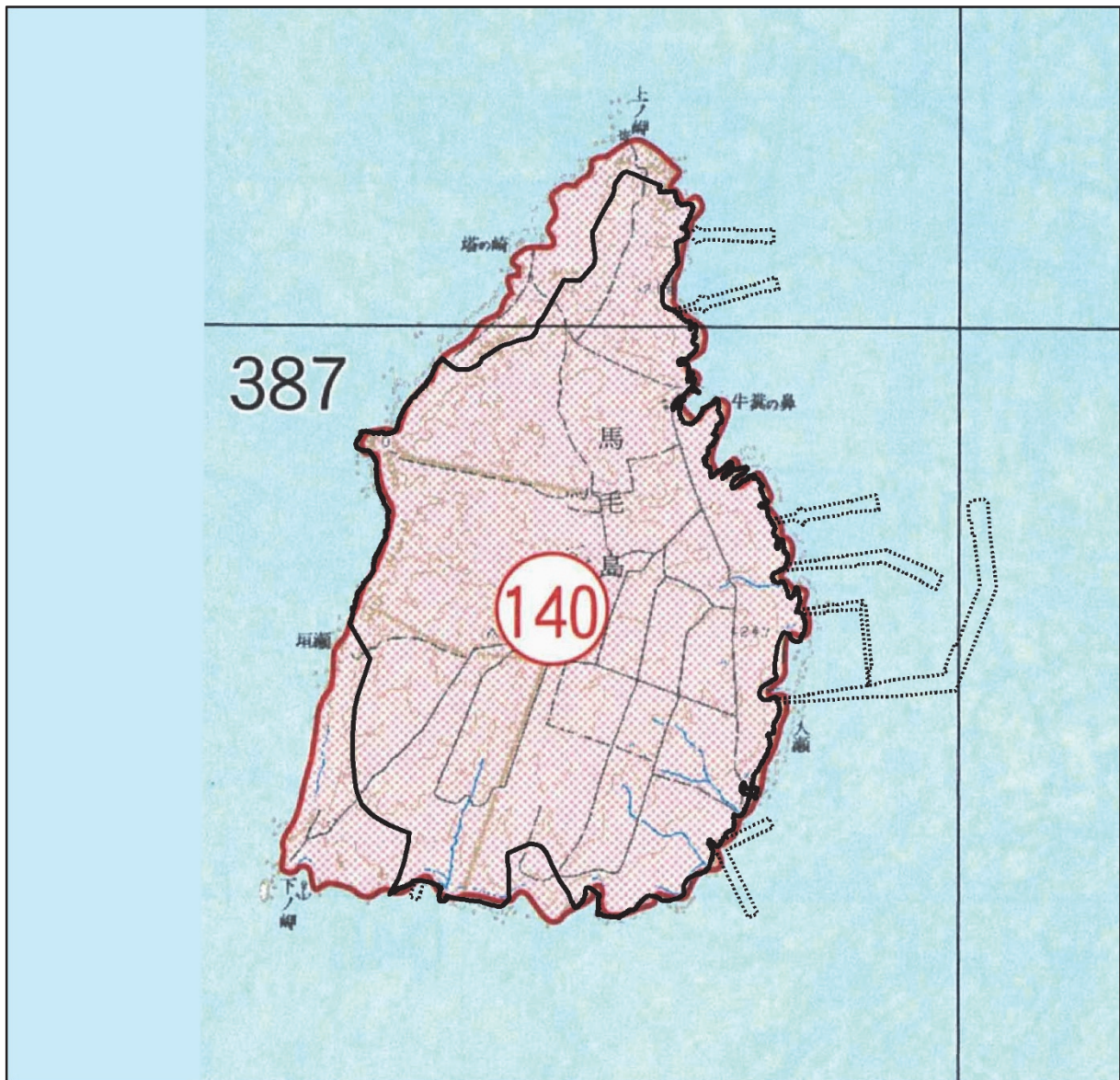
調査対象地域においては、鹿児島県指定の鳥獣保護区と特定猟具使用禁止区域が分布しています。馬毛島は全域が馬毛島鳥獣保護区に指定されています。

表-3.2.45 鳥獣保護区等

番号	名称	所在地	面積 (ha)	存続期間	使用を禁止する猟具
42	熊野鳥獣保護区	中種子町、南種子町	834	H26.11.1～ R6.10.31	—
86	西之表鳥獣保護区	西之表市	600	H28.11.1～ R8.10.31	—
140	馬毛島鳥獣保護区	西之表市	748	R4.11.1～ R5.10.31	—
71	西之表特定猟具使用禁止区域	西之表市	301	H29.11.1～ R9.10.31	銃器
72	上中特定猟具使用禁止区域	南種子町	195	H29.11.1～ R9.10.31	銃器
73	宝満池特定猟具使用禁止区域	南種子町	187	H29.11.1～ R9.10.31	銃器
74	宇宙センター特定猟具使用禁止区域	南種子町	1,000	H29.11.1～ R9.10.31	銃器

出典：「狩猟者必携」（鹿児島県、令和3年度）

「鳥獣保護区の存続期間の更新」（令和4年鹿児島県告示第769号）



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(港湾施設)
- 鳥獣保護区

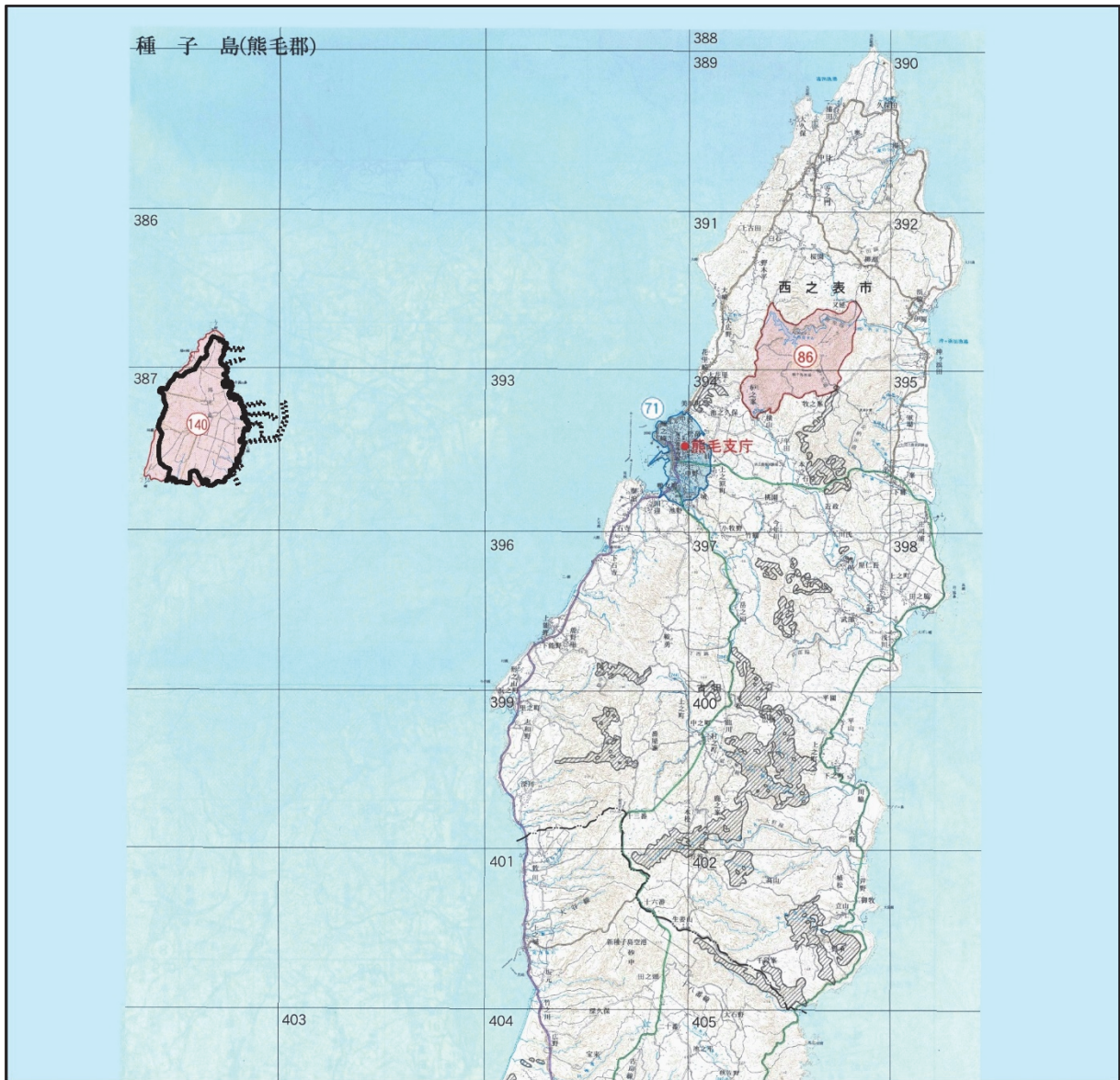
0 0.5 1 2 km

1:40,000



出典：「令和3年度鹿児島県鳥獣保護区等位置図4（薩南諸島）」（鹿児島県）

図-3.2.25(1) 鳥獣保護区等



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(港湾施設)
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域

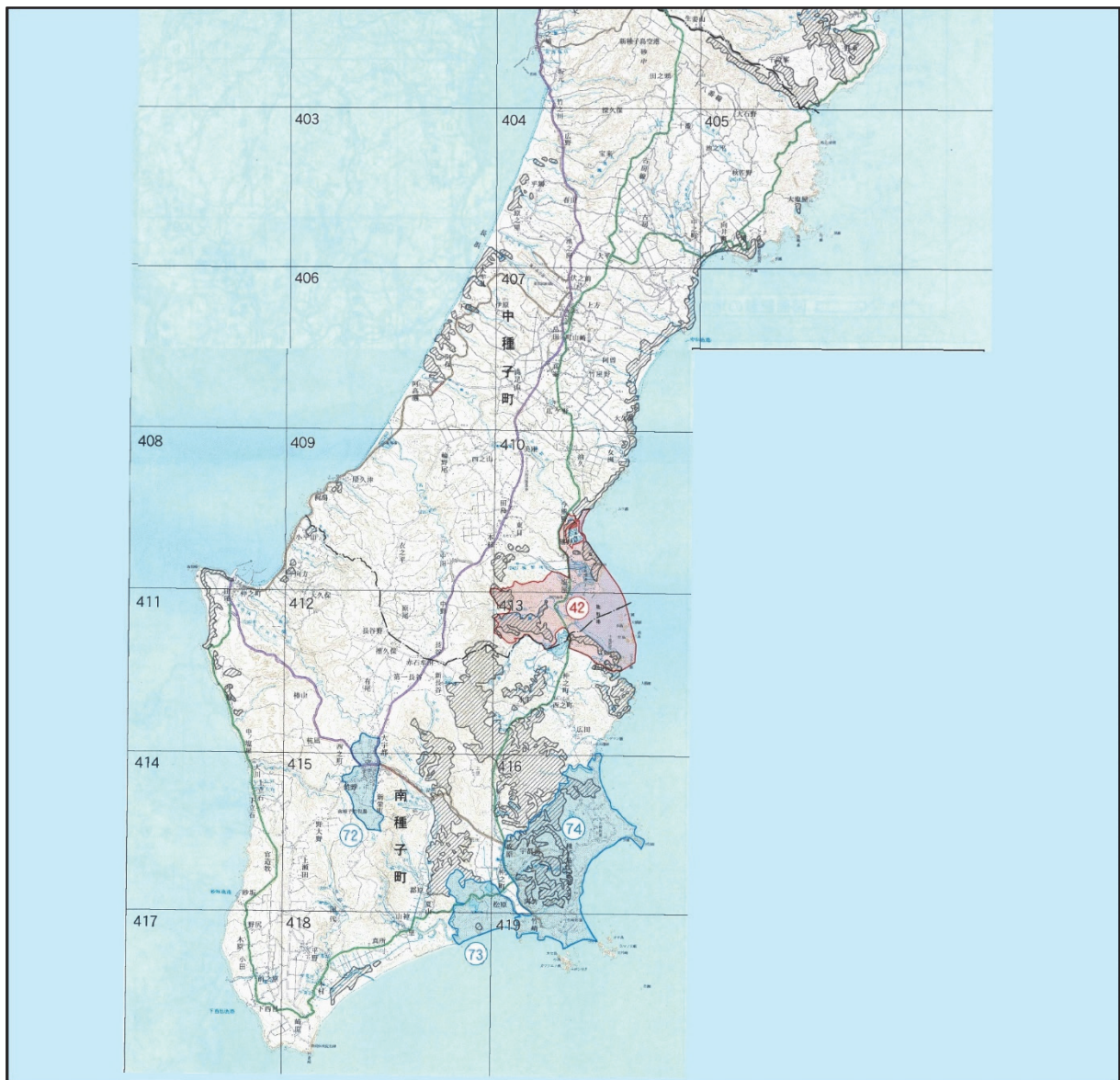
0 2.5 5 10 km

1:200,000



出典：「令和3年度鹿児島県鳥獣保護区等位置図4（薩南諸島）」（鹿児島県）

図-3.2.25(2) 鳥獣保護区等



凡例

- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域

0 2.5 5 10 km

1:200,000



出典：「令和3年度鹿児島県鳥獣保護区等位置図4（薩南諸島）」（鹿児島県）

図-3. 2. 25(3) 鳥獣保護区等

2) 臨港地区

調査対象地域の臨港地区の概要を表-3.2.46に示します。調査対象地域においては、西之表港において臨港地区が指定されています。

表-3.2.46 臨港地区の概要

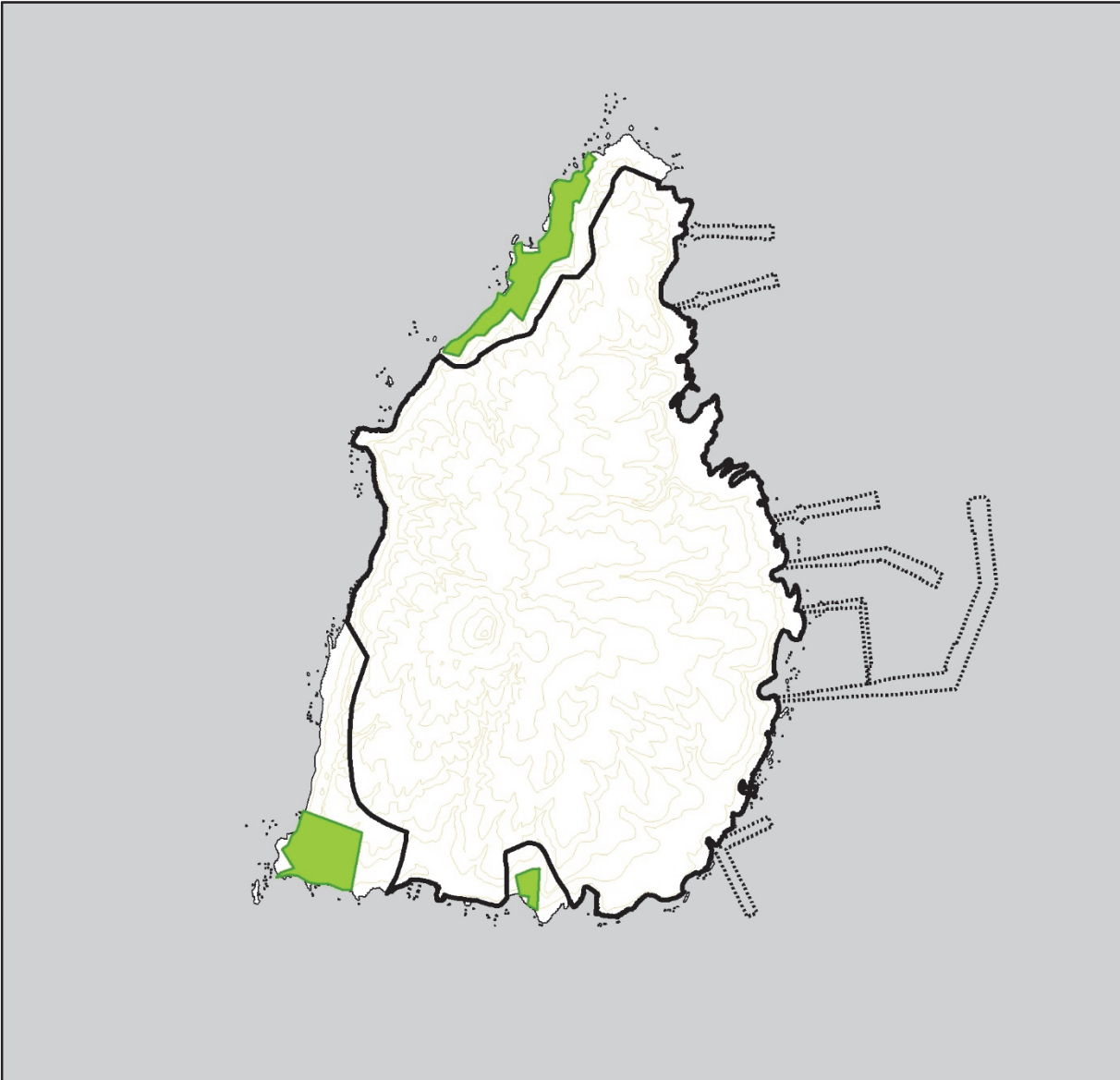
区域名	市町名	名称	面積(ha)	当初決定	最終決定
西之表	西之表市	西之表港臨港地区	19.8	S40.2.17	H22.2.12

出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県の都市計画」

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/gaiyo/toshikeikakumatome.html>)

3) 保安林

調査対象地域の保安林の指定状況を図-3.2.26に示します。馬毛島においても保安林が指定されています。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(港湾施設)
- 保安林

0 0.5 1 2 km

1:40,000



出典：保安林台帳附属図（鹿児島県）※令和2年2月5日入手
をもとに作成

図-3. 2. 26(1) 保安林の指定状況

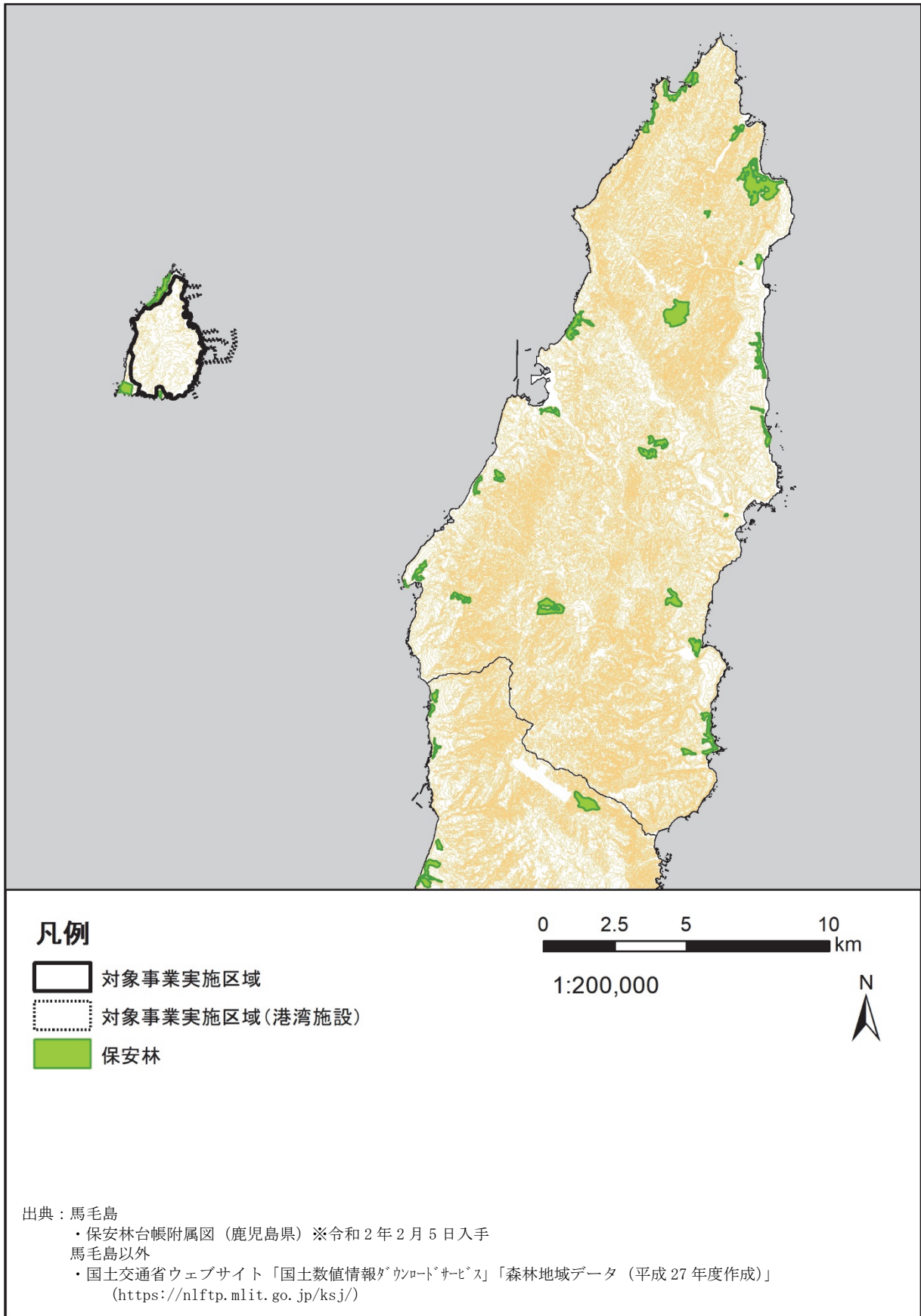


図-3.2.26(2) 保安林の指定状況